

令和 9 年度地域公共交通計画 別紙（地域間幹線）

令和 8 年 6 月 日

（名称）成田市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年6月 日 計画別紙について協議。【結果：承認】
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。
16. 協議会の構成員
別添協議会委員名簿のとおり。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 成田市花崎町760番地

(所 属) 都市部都市計画課交通政策室

(氏 名) 鈴木 達也

(電 話) 0476-20-1560

(e-mail) toshikei@city.narita.chiba.jp

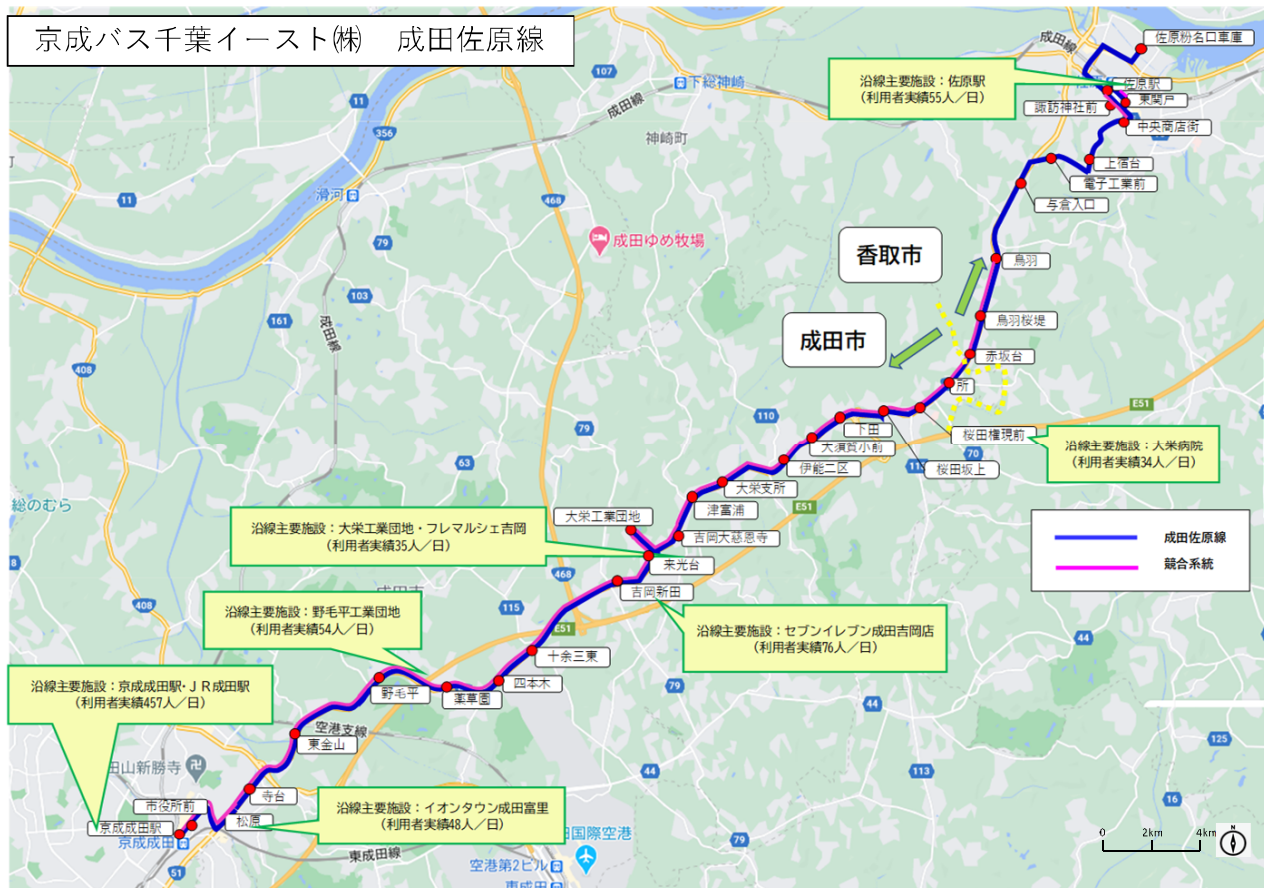
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
成田市	京成バス千葉イースト(株)	(1) 成田佐原線	16,717.5	
	ジェイアールバス関東(株)	(2) 多古本線	8,272.0	
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			24,989	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

京成バス千葉イースト(株) 成田佐原線



ジェイアールバス関東(株) 多古本線

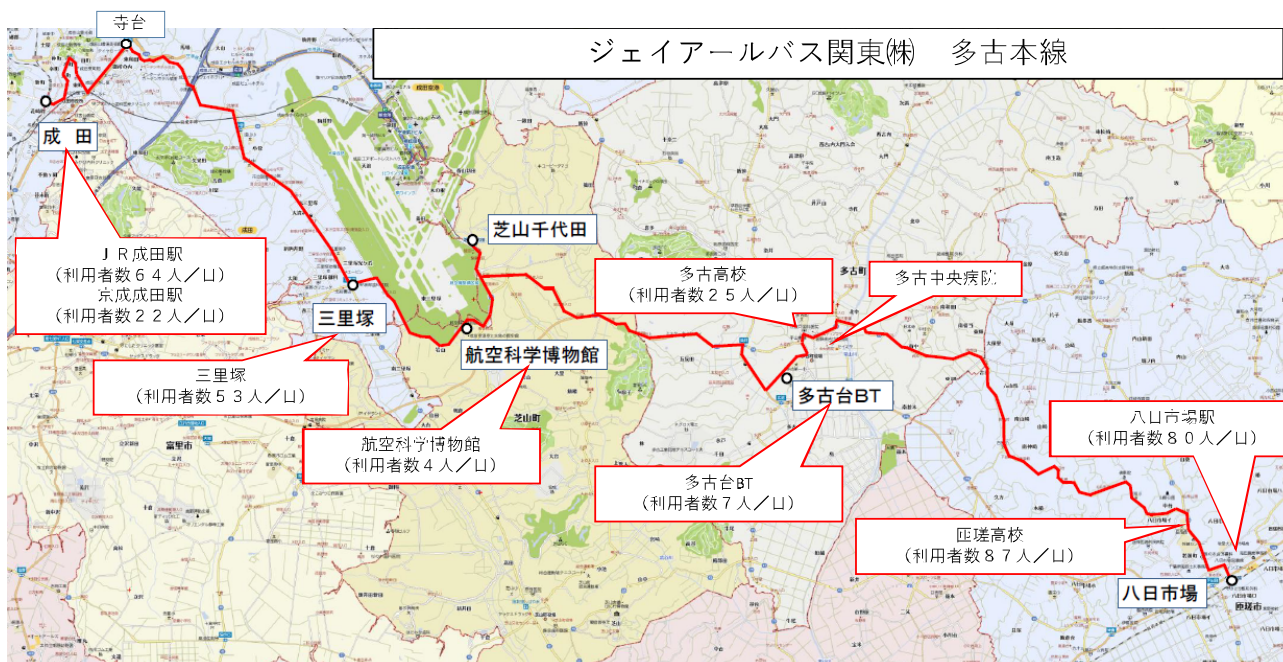


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京成バス千葉イースト株式会社
------	----------------

令和 9 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益		千円	営業外収益		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km			経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益		千円	営業外収益		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		km			経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益		千円	営業外収益		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km			経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ($\text{a} + \text{b} + \text{c} \div 3 = \text{ニ}$)	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ことホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
千葉	393 円 73 銭	538 円 35 銭	393 円 73 銭	0 円 0 銭	
千葉	円 銭	円 銭	0 円 0 銭	円 銭	463 円 28 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運賃系統			計画運行 日数	計画運行回 数 (1)	計画平均乗 車密度	計画 乗車量 ①×② =③	系統キロ程 キ	地域公共交通再編事 業を実施する区域にお けるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率 オーチニク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ス	他路線との割合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との割合 率 ムナフ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の割合部分以 外のキロ程の 比率 (キ+オ+リ+ス+ル)÷ムナ フ	
			運行 系統名	起点	主要 経由地													終点
千葉	1	0	000000	000000	米光台	000000	365 日	4,622 回 (12.6)	4.7	84.4 人	往28.7km (平均) 復25.6km 28.6km	(平均)						100.000%
合計			系統							往29.7km 復25.6km 28.6km	往0.0km 復0.0km 0.0km		往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km	往0.0km 復0.0km 0.0km			

補助 ブロック 名	申請 番号	特 例 措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (「ア+リ+ス」÷「ムナフ」)	計画実車走行キロ マ	補助対象経常費用の見込額 ニ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合 「ロ÷ハ」のいずれか少ない値 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象経常収益の見込額 「ノ×マ」以上の値 ホ			
							3カ年平均		基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間							
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 「ヤ÷マ」＝ ド	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 「ヤ÷マ」＝ ド	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 「ヤ÷マ」＝ ド					
千葉	1	0	100.000%	276,101.4 km	108,769,404円	272円.63銭	0円.00銭	0円.00銭	272円.63銭	272円.63銭	67,395.118円	273,749.8 km	246円.17銭	75,225,830円	286,233.2 km	262円.72銭	85,362,200円	279,589.5 km	309円.01銭	75,273,524 円
合計				276,101.4 km	108,769,404円						67,395.118円	273,749.8 km		75,225,830円	286,233.2 km		85,362,200円	279,589.5 km		75,273,524 円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨータ	補助対象経費の戻付額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの値 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの シ×マ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ホなし運賃回数 ノ1計乗運行回数 ニホ	補助対象経費 ナ	計画経 ナ×1/2=フ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×フ=ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-フ=ウ
千葉	1	0	33,435,880 円	48,919,231 円	33,435,880 円	33,435,880 円	33,435,880 円	0 円	33,435 千円	16,717.5 千円	33,435,880 円	16,718,380 円
合計			33,435,880 円	48,919,231 円	33,435,880 円	33,435,880 円	33,435,880 円	0 円	33,435 千円	16,717 千円	33,435,880 円	16,718,380 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 処 置	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具体 的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0	16,717,500円	100.0%		0.0%		0.0%	880円	0.0%	
合計			16,717,500円	100.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	880円	0.0%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

資料2

事業名	ジェイアールバス関東株式会社
-----	----------------

令和 9 年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^①) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益		千円	営業外収益		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km		経常収益(イ)		千円
				経常費用(ロ)		千円
				経常損益		千円
				経常収支率		%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益		千円	営業外収益		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		km		経常収益(イ)		千円
				経常費用(ロ)		千円
				経常損益		千円
				経常収支率		%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益		千円	営業外収益		千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km		経常収益(イ)		千円
				経常費用(ロ)		千円
				経常損益		千円
				経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a/b/c) ÷ 3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
千葉	547 円 46 銭	538 円 35 銭	538 円 35 銭	9 円 11 銭	
合計	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4の適用割合 フ	改定率 コ
千葉	令和7年3月7日	基準期間の 当 年度	3 / 3	100%
		基準期間の 年度	3 / 3	
		基準期間の 年度	3 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統	計画運行日数	計画運行回数 (一)	計画平均乗車密度	計画総運量	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 ボ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 ゼニチマク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ス	他路線との競合部分に係るキロ程 ル	他路線との競合率 ルチ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ス＋ル)÷チニマ)
			起点	主要経由地	終点	①＝カコ 円	②	①×② ＝③							
千葉	1	無	新大塚	新大塚	新大塚	365 日	1,000 回	7.7 回	23.1 人	往35.4km (平均) 復35.7km	35.5km		(平均)		100.00%
合計		系統								往35.4km 復35.7km	35.5km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ＋ス)÷チニマ)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下で算出	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額(三)			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合				3カ年平均	基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						基準期間における実車走行キロ当りの経常収益イ イ ノとヘのいずれか少ない額 ノ	経常費用ロ ロ イ×ロ÷イ ロ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 エ ノ×ロ÷ノ	経常収益 イ		実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 イ÷マ＝エ	経常収益 イ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 イ÷マ＝エ	経常収益 イ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 イ÷マ＝エ						
千葉	1	無	100.00%	78,219.5 km	42,102,467円	326円/33銭	38円/33銭	3円/11銭	224円/33銭	335円/34銭	42,004,402円	154,875.1 km	234円/46銭	38,276,947円	133,048.1 km	231円/20銭	343,75,891円	38,276,947円	133,048.1 km	343,75,891円	38,276,947円	133,048.1 km	438円/20銭	25,564,479 円
合計				78,219.5 km	42,102,467円						42,004,402円	154,875.1 km		38,276,947円	133,048.1 km		343,75,891円	38,276,947円	133,048.1 km			438円/20銭	25,564,479 円	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ＝ロ－イ	補助対象経常費用の総額 カ×3/20＝シ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ジ	フのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソメゾウフ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソメゾウマ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 フリミロシ運行距離ノ①計画運行回数ニキ	補助対象経常費用	計画経常費用	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から繰越補助金を控除した額
千葉	1	無	16,544,988 円	18,849,260 円	16,544,988 円	16,544,988 円	16,544,988 円		16,544 千円	8,272.0 千円	17,257,588 円	8,985,568 円
合計			16,544,988 円	18,849,260 円	16,544,988 円	16,544,988 円	16,544,988 円	0 円	16,544 千円	8,272 千円	17,257,588 円	8,985,568 円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な割合
			都道府県	市区町村	その他の者	事業者自己負担	「その他の者」の具体的な割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
千葉	1	無	8,272,060円	92.1%	0円	0.0%		0.0%	712,588円	7.9%	
合計			8,272,060円	92.1%	0円	0.0%	0円	0.0%	712,588円	7.9%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

令和 9 年度成田市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	京成バス千葉 イースト 株式会社	成田佐原線	京成成田駅・ 佐原粉名口車庫 (来光台)	・大栄地域住民の通勤・ 通学・買い物 ・佐原高校、佐原白楊高 校、成田方面の高校への 通学手段 ・佐原駅及び成田駅等交 通結節点への交通手段	令和 8 年度と比較して 収支率 1%以上改善	・検索サイト会社に時刻表のデータ 提供を実施し、スマートフォンでの 行先検索を容易にし、利便性向上を 図る。	令和 8 年 10 月以降 実施	京成バス千葉 イースト株式会社
						・高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報 を掲載したリーフレットを配布し、 バス利用の促進を図る。	令和 8 年 10 月以降 実施	成田市
						市ホームページ上で、時刻表や割引 制度等のバス利用促進に係る情報 提供を実施する。	令和 8 年 10 月以降 実施	香取市
						中学校卒業予定者へ公共交通の利 用促進チラシを配布する。	令和 8 年 10 月以降 実施	香取市
						公共交通ガイドマップを作成し、観 光施設や中学・高校へ配付する。	令和 8 年 10 月以降 実施	香取市
2	ジェイアール バス関東 株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・ 三里塚・ 芝山千代田)	・匝瑳高校、多古高校へ の通学 ・成田駅周辺への通勤・ 通学・買い物	令和 8 年度と比較して 収支率 1%以上改善	・関係自治体および学校等と連携を 図り、イベントや広告媒体を活用す ることで利用促進に努める。	令和 8 年 10 月以降 実施	ジェイアールバス 関東株式会社
						・継続して Web 定期券の販売促進を 行う。	令和 8 年 10 月以降 実施	ジェイアールバス 関東株式会社

				・三里塚地域の旅客の通 勤・通学・買い物 ・国保多古中央病院への 通院の手段として必要 である。 ・JR 成田駅や八日市場 駅などの交通結節点へ アクセスするための主 要な交通手段であるた めに必要である。		・高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報 を掲載したリーフレットを配布し、 バス利用の促進を図る。	令和 8 年 10 月以降 実施	成田市
						高校生に対しバスの時刻表や定期 券等の情報を記載したチラシを配 布する。	令和 9 年 3 月実施	匝瑳市
						市ホームページにバス利用の情報 提供の掲載や匝瑳市総合公共交 通マップを公共施設やイベント等 で配布し、周知及びバスの利用促進 を行う。	令和 8 年 10 月以降 実施	匝瑳市
						ホームページで、路線図・時刻表な ど路線バスに関する情報提供を実 施する。	令和 8 年 10 月以降 実施	多古町
						町内イベント等において路線バス 乗り方教室を開催する。	令和 8 年 10 月以降 実施	多古町
						中学・高校生等に対し、バス路線 の情報を掲載したリーフレットを配 布する。	令和 9 年 4 月以降 実施	多古町
						芝山町地域公共交通計画に基づく 路線の維持として、町ホームページ 等の情報発信により利用促進に努 める。また、その他の利用促進手法 や取り組みについても検討を実施 する。	令和 8 年 10 月以降 実施	芝山町

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果の実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な目標・効果」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 29 年 4 月 28 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。